

基本方針

近年の急速な少子高齢化や核家族化の進行、家族構成やその機能が変化する中で、住民一人ひとりが抱える生活課題は複雑かつ多様化しています。また、社会情勢の変化により、「ともに支え合う」互助機能や住民同士の「つながり」も希薄化し、家族内や地域内の支援力が低下しています。

このような状況下、国の介護保険制度の改正に伴い、笠間市は、高齢者が地域において自立した日常生活を送れるよう「介護予防・生活支援事業」を平成29年度からの実施に向け準備を進めております。この事業は、要支援者及び介護予防対象者のニーズに応えるサービスを社会福祉協議会をはじめNPO、民間企業、ボランティアなど多様な担い手が提供する事業となります。

合併後10年の節目を迎える本会は、平成27年3月に策定した「第2次笠間市地域福祉活動計画」の着実な実施と、新規事業の「手話奉仕員養成研修事業」をはじめ各種事業の充実強化に努めます。特に「介護予防・生活支援事業」については、地域のつながり、支え合い・助け合いの意識を再構築し、地域福祉に対する更なる理解促進を図るとともに、事業実施に向け人員体制や採算性などを検証し、効率的で安定性のある運営ができるよう事業体制を検討します。

介護保険事業及び笠間市からの受託事業につきましても、更なる経営の安定化・効率化に務め、サービスの質の向上を図り効果的な運営に努めます。

重点項目

1) 地域福祉活動を推進します

社協の基本理念である「誰もが安心して生活できる地域社会」の実現に向け住民主体・住民参加を基本に、地域、団体、行政との連携・協働による自助・共助のまちづくり活動を推進します。

また、支部社協等未設置地域への設置協力要請やサロン等の事業支援を行います。

2) ボランティア活動を推進します

ボランティア活動に興味・関心をもつ契機となる各種講座の開催や様々なボランティア活動を周知し、多様なニーズに対応できるボランティアの育成・強化を図り、地域での支援活動を更に推進します。

大規模災害時に備え、災害ボランティアセンター運営マニュアルを整備し、災害ボランティアの確保・育成に取り組みます。

3) 在宅生活の自立支援を推進します

支援を必要とする人が、周囲から孤立することなくその人らしく日常生活が送れるよう、地域の生活課題の把握と生活支援体制づくりに努めます。

また、新規事業として手話表現技術を習得した者を養成し、手話を必要とする方が自立した生活を送れるよう支援する「手話奉仕員養成研修事業」を実施します。

介護保険法改正による要支援者及び介護予防対象者等への対策として介護保険事業、在宅福祉サービス事業やいきいきふれあい通所事業等が相互の連携をとり、より良いサービスが提供できる体制づくりを検討します。

4) 社協体制の強化を図ります

地域福祉活動を継続的に推進するため公的財源および自主財源の確保を積極的に行い、財政基盤の強化を図ります。また、地域の特性に応じた適切な事業運営ができるよう組織体制の充実と職員の資質向上を目指します。

事業実施計画

1. 法人運営

(1) 法人運営事業

① 役員会等の開催

- ・役員改選（平成28年7月18日任期満了）
- ・理事会・評議員会の開催及び監査の実施
- ・正副会長会議の開催

② 部会・委員会等の開催

- ・広報委員会の開催
- ・必要に応じ部会・委員会の開催

③ 定款その他諸規程の整備

④ 社協会員（一般・特別・法人）の加入促進

- ・社協活動及び会員制度への理解と協力

⑤ 善意銀行事業の推進

- ・寄付者の意思に基づいた活用
- ・預託金の有効活用

⑥ 連絡調整及び支援協力の充実

- ・新規または実施事業に伴う関係官庁、団体、施設等との連絡調整
- ・県社協、県内市町村社協、支部社協等との連絡調整
- ⑦ 各種会議、研修会の実施及び参加
 - ・役職員等対象研修会等への参加
 - ・職員の資質向上に関する研修体制の充実
 - ・福祉サービスに関する苦情への適切な対応
- ⑧ 指定管理業務等の適正管理
 - ア) 地域福祉センター事業（友部社会福祉会館）の経営
 - ・適切な管理運営
 - イ) 福祉センターいわま事業の経営
 - ・適切な管理運営と施設の有効活用
 - ウ) 障害者福祉センターの経営（就労継続支援B型事業）
 - ・就労に必要な知識及び能力の向上を目的とした訓練と支援
主たる事業所：障害者福祉センターともべ「たけのこ」
従たる事業所：障害者福祉センターいわま「あおぞら」
- ⑨ 事務局体制の充実・強化
 - ・市民サービスの向上を図るため事務局体制の充実と連携強化
 - ・効果的かつ体系的な事業を実施し、市民から信頼される社協運営
- ⑩ 福祉人材育成
 - ・社会福祉士等養成のための相談援助実習生と介護福祉士又は介護職員初任者研修の受入
 - ・受入に伴う実習プログラムの充実

2. 地域福祉活動推進部門

(1) 地域福祉活動の推進

- ① 第2次笠間市地域福祉活動計画の推進（平成27年度～平成31年度）
 - ・計画の着実な実施
- ② 小地域福祉活動の推進
 - ・支部社協等の育成及び支援
 - ・支部社協（支部地区社協運営連絡会）と市社協の連携強化
 - ・「支部地区社協活動研究集会」の開催
 - ・支部社協未設置地域及びサロン事業の啓発と設置促進

(2) 福祉教育の推進

- ① 福祉講座等の開催支援
- ② 福祉教育人材の育成
- ③ 教育機関との連携
 - ・ボランティア活動普及事業協力校（市内38ヶ所）

- ・福祉作文集の発行と先生を対象とした研修会を開催
- ・小学生親子、中・高・大学生を対象とした災害ボランティア活動

(3) ボランティア活動の推進

- ① ボランティアセンターの運営
 - ・ボランティア情報の収集、発信と活動の企画
 - ・ボランティア活動の普及啓発と機材の整備、貸出
- ② ボランティアの発掘養成
 - ア) ボランティア活動の普及啓発
 - ・地域支援事業入門講座の開催（新規）
 - ・定年退職者を対象とした講座の開催
 - ・点訳、読み聞かせ等技術ボランティア養成講座の開催
 - ・手話奉仕員養成講座の開催（2年間 新規）
 - ・夏休みわくわく体験の実施（小学生親子）
 - イ) ボランティアリーダー等の養成
 - ・交流研修会等の開催
 - ウ) 募金活動等への協力
 - ・24時間テレビチャリティー募金活動等への協力
 - ・海外支援、災害地への募金活動に協力
- ③ ボランティア活動の育成支援
 - ・ボランティア連絡協議会等の助成と育成支援
 - ・企業等社会貢献活動の推進
- ④ 災害ボランティアセンターの体制整備
 - ・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備
 - ・市民を対象とした災害復興ボランティアの実施

(4) 広報啓発活動の推進

- ① 第6回笠間市社会福祉大会の開催
- ② 広報紙の発行(年3回)
- ③ ホームページによる広報啓発

(5) 相談（心配ごと相談・法律相談）事業

- ① 心配ごと相談所の運営と啓発
 - ・生活上の様々な悩みごと相談に応じ、問題解決を図る。
 - ・相談日 毎週火一笠間、水一友部、木一岩間
 - ・市民講座の開催（相談事例の多いものをテーマ・新規）
 - ・相談技法の向上を図る研修会等の実施
- ② 法律相談所の運営

- ・法律問題は、弁護士による相談
- ・相談日 毎週金曜日 第1－友部、第2－岩間、第3－笠間

(6) 資金等貸付事業

① 生活福祉資金貸付事業（県社協が決定機関）

低所得者、身障者または高齢者世帯を対象に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等の貸付により自立促進

② 小口資金貸付事業（市社協独自）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった者に金銭貸付または物品援助を行い、生活の安定と自立更生を図る。また、滞納者に対する回収強化し貸付資金の確保

(7) 配食・会食サービス事業の実施

食事づくりが困難な70歳以上の一人暮らし高齢者等の食生活支援と心のふれあいを目的にボランティアの協力を得て実施

配食：笠間地区一月4回、友部地区一月3回、岩間地区一月4回

手作り弁当の回数を増やすため、男性ボランティアの育成(笠間)

会食：友部地区一月2回

(8) 福祉用具の貸出・斡旋

車イス、ベッド、特殊車両等の貸出と、介護用品の斡旋

(9) 福祉バスの管理・運営

福祉関係団体等が研修に活用し、より効果的な事業運営の推進
適切な運行管理

(10) 共同募金、歳末たすけあい配分事業の実施

茨城県共同募金会笠間市支会の運営

① 募金事業の実施

児童から高齢者福祉事業まで配分、各種ボランティア講座の開催、福祉団体への助成等

② 歳末たすけあい事業の実施

歳末援護金の支給や小地域活動の支援

3. 受託事業

(1) 地域ケアシステム推進事業

- ① 地域包括支援センターを中心に、医療・保健・福祉が連携して「笠間市地域包括ケアシステムネットワーク」を構築し、見守り体制の強化を図る

また、一人暮らし高齢者や障がい者世帯等に対し、救急医療キットの設置を推進

- ② 地域支援と個別支援をつなげる「ケアチーム員研修」の開催

(2) 親子通園事業

- ① 就学前の心身の発達に不安をもつ親子への指導・個別相談等を実施し、児童福祉、障がい者福祉を推進
- ② 利用者ニーズに対応した体制づくり
笠間地区—「おひさま教室」—笠間保健センターで週2回実施
友部地区—「つくしんぼ教室」—友部保健センターで週3回実施
岩間地区—「すずらん教室」—岩間保健センターで週1回実施

(3) 在宅福祉サービスセンター事業

- ① 高齢者や障がい者、子育て支援を必要としている家庭に、家事支援サービスや移送サービス、子育てサポートを住民参加型の助け合い事業の実施
- ② 介護保険制度改正による地域支援事業に対応できる体制づくりの検討と協力会員の確保

(4) いきいきふれあい通所事業

- ① 地域支援事業に移行する体制づくりの検討
- ② 要介護認定に該当しない高齢者に対し、生活訓練や趣味の活動を行い、閉じこもり防止や要介護状態への進行を予防

(5) 日常生活自立支援事業

- ① 専門員を配置し、高齢者、障がい者が安心して日常生活ができるよう金銭管理等の支援
- ② 利用者の増加に対応した支援体制と成年後見制度の活用

(6) 生活困窮者自立相談支援事業

- ① 生活保護に至る前の生活困窮者(子どもの学習に関することも含め)に対し、民生児童委員協議会等関係機関と連携した支援強化
- ② 利用者増に対応できる相談支援体制の強化
- ③ 研修等による相談支援員の資質向上

(7) 在宅重度障がい者訪問入浴サービス事業

在宅の重度障がい者等に訪問入浴サービスを提供し、健康維持及び増進

(8) 障がい者等移動支援事業

障がい者等が社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための
外出支援

4. 介護保険事業、障害者自立支援事業

利用者本位の良質なサービスを提供できる体制づくりと介護保険法改正による要支援者等の地域支援事業に移行する訪問介護及び通所介護事業等の組織体制及び採算性などを検討します。